

(五)

萬延二酉年

文久元酉年二月廿八日改元

文久二戌年

# 御供日記

正月吉日

阿部控

阿部家文書08

(解題) 安政七(1860)申年三月十八日万延改元があったが、保申の江戸城出仕見合わせの内に万延二(1861)酉年となり、この二月十九日文久に改元(江戸での公布日は若干異なる)と目まぐるしく時代は変化した。本文書は前掲四「安政六年・安政七年御供日記」に連続する「御供日記」であるが、何故か万延二年最後の二カ月余りの記録が欠落し、突然二月十八日の四月朔日以降出仕願が始まる。従って万延二年正月十三日に老中から家臣に下命された高輪東禅寺警護の件も記録にない。その後保申は三月末頃から老若への挨拶回りを開始し、四月十五日に江戸城本丸に出仕を始めているが、五月二十八日東禅寺襲撃事件の褒賞は民部少輔(黒川藩主)が名代となっている。なお保申は無事に文久元(1861)年六月九日に袖留(半元服)を経て、同九月十一日に前髪執(本元服)を行い、続いて十二月十六日に従五位下甲斐守の官位に叙されている。その間文久元年十月廿日和宮降嫁発興(同十一月十五日江戸着)につき、江州領内御道中警固の下命があり、翌文久二年二月の將軍家茂と和宮の婚儀には保申も参列している。さらに同年四月十五日に入部(お国入り)の許可を得て、諸方に暇乞いを行ったうえで五月四日に無事発駕(「御供日記」は終了)、同十九日郡山入部となる。

萬延二酉年

文久元酉年二月廿八日改元

文久二戌年

御供日記

正月吉日

阿部控

(注) 安政六(1859) 末年十月一日に保申の將軍御目見(御乗出)、翌安政七(1860) 申年三月三日に櫻田門の変、同十八日万延改元、さらに翌万延二(1861) 酉年二月十九日文久に改元(江戸での公布日は若干異なる)。本書は万延二年から始まっているが、二月の文久改元までの期間は本文記事では記されていない。前書07「安政六・七年御供日記」は万延元年末までの記録であり、本書は万延二年(文久元年)二月からの記録なので、一応連続しているが、何故か正月から二月十七日までの記事は欠落している。当時の藩主保申は十五歳頃。なお万延二年正月十三日に老中より高輪東禅寺警護下命(保申は出席していない)、五月東禅寺襲撃事件が発生している。

また保申は文久元年六月九日に袖留(半元服)を経て、同九月十一日に前髪執(本元服)を行い、続いて十二月十六日に従五位下甲斐守の官位に叙されている。この間十月廿日和宮降嫁発輿につき、江州領内御道中警固の下命(同十一月十五日江戸着)、翌文久二年二月に婚儀があり、保申も参列している。さらに同年四月十五日に入部(お国入り)の許可を得て、諸方に暇乞いを行ったうえで五月四日に無事発駕(御供日記)は終了)、同十九日郡山入部となる。

一 二月十八日

殿様当四月朔日方月次・五節句御出仕御願被為遊候、御内含有之候<sup>ニ</sup>付心得候様、大目付方申談有之候旨、同役方申通候

一 二月廿四日

御乗物、此度二重黒<sup>ニ</sup>相成候<sup>ニ</sup>付、明日見分有之候旨、大目付孫右衛門申談候

(注) 二重黒は駕籠の格式を示す。当時大目付の岩手孫右衛門は元治二年の保申藩内巡行に用人として随伴しているが、彼は安政三年辰作成の④から削除されており、おそらく後継者であろう岩手武次郎が慶応三年卯七月に十七歳で松之間詰二百二十石国許勤という破格の処遇で記載されている。

一 二月廿五日

今日、御乗物御修復見分罷出候処、是迄之御乗物南部美濃守様之御乗物之通<sup>ニ</sup>被仰付候様、見分相済申候

(注) 南部美濃守は盛岡藩二十万石藩主で、外様ではあるが準国主として同格扱いか。

一 三月十一日

今日、御駕籠棒見分相済申候

一 三月十三日

殿様御供立、先年之通<sup>ニ</sup>御出有之候旨、孫右衛門申聞候、同役相之間頭へ申通候

一 三月廿五日 晴風

今日方先格之通御番引、大目付申達候処、御番引被仰付候

(注) 番引(引番)は休暇のことか。

一 三月廿六日 晴

殿様五時御供揃<sup>三而</sup>、稻垣信濃守様<sup>江</sup>被為入候、四時前 御帰殿

(注) 稻垣信濃守は鳥羽三万石第五代藩主長明と思われるが、特別の関係は不詳。

一 同月廿七日 晴風

今日、二重黒御乗物出来栄見分相済申候

一 四月朔日 晴

殿様六時御供揃<sup>三而</sup>、小笠原佐渡守様へ被為入、御同道<sup>三而</sup> 御本

丸<sup>江</sup>御登城被遊候、御退出方御老中様方へ御廻勤、四半時

御帰殿

御用口

阿部

4

但、殿様益御機嫌能御帰被遊候段、御年寄詰所へ罷出申達候、

割子大手下馬へ五時参着

(注) 小笠原佐渡守は唐津六万石第五代藩主長国、先代長和は祖父保泰の子であり、御乗出における頼役(後見人)の一員。

一 四月三日 小雨合羽着

殿様五半時、御供揃<sup>三而</sup>

奥平大膳太夫様

酒井左衛門尉様

松平左衛門尉様

小笠原佐渡守様

被為入九時 御帰殿

但、割子宅廻し

(注) 頼役の諸大名への廻勤

奥平大膳大夫は中津十万石藩主昌服、祖父昌高は真華院と同じ島津重豪の子。

酒井左衛門尉は庄内十七万石藩主忠発で、徳川四天王家の嫡流。

松平左衛門尉は豊後府内二万石藩主近説、桑名藩より養子(真田幸貫の甥)

小笠原佐渡守は前項の通り唐津六万石藩主長国

一 四月九日 晴

殿様四時御供揃<sup>三而</sup>、稻垣信濃守様へ被為入候、夫方月桂寺へ

御参詣被為遊候 御帰殿七時前

御用口

阿部

5

但、殿様益御機嫌能御帰被遊候段、御年寄申達候、月桂寺へ附

割子

(注) 当日の命日該当者は見当たらず、或いは保民(四月十二日)の実命日か。

一 四月十日 晴

殿様五時御供揃<sup>三而</sup>、上野

常憲院御霊屋へ御参詣被為遊候、寒松院<sup>江</sup>御立寄、八半時

御帰殿

3

但、月次御出仕、初<sup>而</sup>御立寄被遊候<sup>ニ</sup>付、御刀番・御簾役・相之  
(脇)脱

間頭・御駕籠・御先相之間迄、酒・吸物・肴二種差出申候  
下部へハ酒斗出、惣附割子

(注) 常憲院は五代將軍綱吉、宝永六(1709)年一月十日没。柳澤家にとつて大恩ある

綱吉の命日(十日)には特段の事情がない限りは月参りが行われている(以下注略)。  
なお御先相之間までが土分として扱われている。

一 四月十一日 晴

殿様六半時御供揃<sup>ニ而</sup>、本多左京様御同道<sup>ニ而</sup>為御對客、本多美  
濃守様被為入候 御帰殿五半時

御用口

阿部

但、殿様益御機嫌能、御帰被遊候段、御年寄へ申達候

6

(注) 本多左京は山田佐渡守と共に御乗出における御先手旗本で、大名取次(御用頼)の役  
割を果たした。なお本多左京は茶人で知られた旗本で多方面で活躍している。

本多美濃守忠民は岡崎六万石藩主で、万延元年に老中。

一 四月十五日 雨 桐油着

六半時御供揃<sup>ニ而</sup> 御本丸<sup>江</sup>御登城被遊候、四時過 御帰殿

(注) 桐油はアブラギリから抽出した防水油で、この場合は防水合羽を着用したこと。

四月十七日 雲

一 殿様五時御供揃<sup>ニ而</sup>上野 御宮<sup>江</sup>御参詣被遊候、寒松院へ御立寄  
四時過御帰殿

但、殿様益御機嫌能御帰被遊候段、御年寄詰所へ罷出申達候

御用口

阿部

(注) 上野御宮は寛永寺東照宮。寒松院は藤堂家寄進の上野寛永寺塔頭で、郡山藩定坊とな  
っていた。なお四月十七日は家康祥月命日。

四月十八日 雨 桐油着

一 六時御供揃<sup>ニ而</sup>、為御對客松平

豊前守様被仰込為御逢、安藤對馬守様被為入、四半時過御帰殿

7

(注) 松平豊前守は丹波龜山六万石藩主、万延元年老中。安藤對馬守は磐城平六万石藩主、  
安政七年一月老中。

四月十九日 晴

一 殿様明廿日五半時御供揃<sup>ニ而</sup>、上野大猷院様御靈屋<sup>江</sup>御参詣被仰  
出候処、御當日<sup>ニ</sup>相成御延引

(注) 大猷院は三代將軍家光、命日は四月廿日。

四月廿八日 雨 桐油着

一 殿様六半時前二分御供揃<sup>ニ而</sup>、御本丸<sup>江</sup>御登城、四時過 御帰殿  
御用口

阿部

但、殿様益御機嫌能御帰被遊候段、御年寄江申達候

五月五日 雨 桐油着

一 六半時前二分御供揃<sup>ニ而</sup> 御本丸江御登城、御退出方御用番久世大和守様へ

被為入候、四半時 御帰殿

但、今日雨天<sup>ニ而</sup>付、御廻勤御断被仰出候得共、御節旬月次初<sup>而</sup>付、御用番様斗へ被為入候、割子下馬へ五時参着

(注)久世大和守は関宿六万八千石藩主広周、万延元年から文久二年老中再任。

御手廻り 久次郎代り

長次郎

清次郎代り

佐吉

御先箱持・御道具持、清次郎・久次郎

右之者病気跡代り、今日目見江相済申候

五月七日 晴

一 金式両式分也

右御手當金被下候旨、大目付孫右衛門申聞候、同役相之間頭へ申通

9

五月八日 晴

一 五時御供揃<sup>ニ而</sup>上野 殿有院様御霊屋へ御参詣、四半時

御帰殿

御用口

阿部

但、益御機嫌能御帰被遊候段、申達候

(注)殿有院は四代將軍家綱、五月八日命日。

同日

一 今日方日笠御免被仰出候

五月十日 晴

一 五時御供揃<sup>ニ而</sup>月桂寺へ御参詣、四半時 御帰殿

(注)五月十日は保泰命日。

五月十五日

一 殿様少々御不快<sup>ニ而</sup>、今日 御登城無之

10

同日

一 松本覚之助、妻昨夜六時出産、男子致出生候ニ付案内有之

(注)松本覚之助は相ノ間頭。58で加増を受けている。

同月廿三日 晴

一 殿様五時前二分御供揃<sup>ニ而</sup>、本多左京様御同道<sup>ニ而</sup>為御逢、久世大和守様被為入候四時 御帰殿

御用口

但し、益御機嫌能御帰被遊候段、御年寄申達候

阿部

(注) 本多左京は6 (注)。久世大和守は8 (注) を参照

六月朔日 晴

一 殿様少々御不快<sup>ニ</sup>付、今日 御登城無之

11

六月九日 晴

一 九半時御供揃<sup>ニ</sup>而、御老中・御側御用人様御廻勤被為遊候、八時

過 御帰殿

但、今日御廻勤<sup>者</sup>、御袖留為御祝儀、被為入候

(注) 江戸時代において、男子の成年式に当たる元服のおりに、それまで着ていた振袖の脇

をふさぐこと。腋(わき) ふさぎともいう。元服は、一般的に十三歳ころの半元服と、十五歳ころの本元服とに分かれるが、袖留は半元服の一行事であった。すなわち半元服には、額直などと称して額のすみの髪を剃るとともに袖留を行い、本元服に当たって前髪を剃り、武士社会ではこのおりに烏帽子をかぶった。

同日

御陸尺

新吉代り

鉄五郎

右之者病氣<sup>ニ</sup>付、跡代り目見相済申候

同日

一 殿様明日十日六半時御供揃<sup>ニ</sup>而、御出被仰出候処、御延引

一 六月十二日 晴

12

御乗物、新規<sup>ニ</sup>付木地見分有之、罷出見分相済申候

一 六月十六日雲 五半時方雨 桐油着

殿様六時御供揃<sup>ニ</sup>而、御本丸<sup>江</sup>御登城、御退出方本多中務大輔様

御用番様へ被為入候、四半時 御帰殿

但、益御機嫌能御帰被遊候段申達候、今日御目見初<sup>而</sup>嘉祥<sup>ニ</sup>付、

御用番様へ被為入候、割子大手下馬へ五時参着

御用口

阿部

(注) 嘉祥(かじょう)は、六月十六日、菓子または餅を神に供えたあとに食し、疫病を払う

行事。徳川幕府では、この日御目見以上の諸士に、大広間でお菓子を賜る例で、これを嘉祥頂戴と言った。本多中務大輔(美濃守)は岡崎六万石藩主忠民、万延元年から老中。なお保申の將軍「御目見」は安政六(1859)年十月一日。

一 六月廿日 晴

六半時御供揃<sup>ニ</sup>而、上野 有徳院様御霊屋<sup>江</sup>御参詣、四時前

御帰殿

但、寒松院<sup>江</sup>御立寄

(注) 有徳院は八代將軍吉宗、命日六月廿日

13

六月廿五日 雨 桐油着

殿様六半時御供揃三而、本多美濃守様へ御内書為御受、被為入候、夫方暑中為御見舞、御老若様方・松平佐渡守様へ被為入候  
四時 御帰殿

御用口

阿部

但、殿様益御機嫌能御帰被遊候段、御年寄へ申達候

(注)「御内書」は三季(端午・重陽・歳暮)祝儀の返状として特定の大名に將軍から発せられたもの。本多美濃守は6(注)参照。

六月廿七日 晴

五時御供揃三而、大名路邊暑中御廻勤被為遊候、四時 御帰殿

御用口

阿部

但、殿様益御機嫌能御帰被為遊候段、申達候

(注)大名路は西の丸東側の大名小路か。

14

一 今朝鎌之助、差掛見合致候ニ付、修輔御簾役助被仰付候

(注)野崎鎌之助は「慶応三年御供日記」で御使番に転任。以下に体調不良記事が続く。

修輔は安政七年記事22・40の池澤修輔と思われるが名簿欠。

一 同月廿八日 晴

五時御供揃三而、真田信濃守様・戸田采女正様・松平修理大夫様・大久保加賀守様へ、暑中為御見舞被為入候、四時 御帰殿

御用口

阿部

但、益御機嫌能御帰被遊候段、申達候

(注)真田・戸田・島津松平は以下の通り、當時の有力親類筋。

真田信濃守 真田家松代藩十萬石第九代藩主信濃守幸教である。真田家と柳澤松平家(以下柳澤家)の關係は、松代藩第四代弾正忠信弘の娘輝子が郡山藩第二代伊信(信鴻)の継室(後妻)となり、第三代保光を生んだ(正室の藩主実母は柳澤家で唯一例)ことに始まる。さらに松代藩第八代に松平定信の子幸貞が養子藩主となり、譜代に席替えて老中になったが、その世子豊後守幸良(栄)の正室として郡山藩第四代保泰の娘牧(定)子を迎えた。ところが幸良は藩主就任の前に三十歳で没し、幸良の子幸教が第九代藩主となり、牧子は貞松院となった。従って牧子は藩主嫡母ではあるが、幸教は祖父幸貞の養子として藩主となっているので、若干微妙な立場かもしれない。

戸田采女正 戸田家大垣藩十萬石第十代采女正氏彬である。先代氏正の正室親子が、淑子と同じく島津重豪の娘で、保申にとっては従兄弟関係になる。また第七代氏教(老中)の娘貞子が、郡山藩四代保泰の正室である。

松平修理大夫 島津 忠義は薩摩藩の第十二代(最後の)藩主、十一代藩主奇彬の弟久光の子で奇彬の娘暉姫の婿養嗣子となり、安政六(1859)年二月、従四位下左近衛少将に叙任され修理大夫を称する。淑子実家の当主である。

大久保加賀守 小田原十萬三千石藩主忠愍と思われるが、父忠真の高祖父大藏少輔忠英(方)の正室が吉保の養女(了真院幾子)実は野宮宰相定基の娘。同人の高祖父出羽守忠興の正室が吉里娘(本光院輝子)。

一 同月廿九日 晴

此節柄<sup>二</sup>付、明日方御供之面々拾人、御増被成候旨、大目付久城壯輔申聞候、野崎鎌之助、朔日方出勤<sup>二</sup>付、案内有之

(注) 桜田門外の変による供人数増加。

一 七月朔日 晴

六半時前二分御供揃<sup>二</sup>而、御登城被遊候、四時 御帰殿

15

一 七月四日 雨

野崎鎌之助、今日方見合致候<sup>二</sup>付、修輔御簾役助勤被仰付候

一 七月五日 雨桐油着

六時御供揃<sup>二</sup>而、為御對客内藤紀伊守様へ被為入候、五時過御帰殿

但、益御機嫌能御帰被為遊候段、申達候

御用口

阿部

(注) 内藤紀伊守は村上五万石藩主信親で嘉永四年から文久二年まで老中。

一 七月七日 五半時方雨 桐油着

野崎鎌之助、見合今日迄<sup>二</sup>付、神文状頼越候<sup>二</sup>付、大目付へ差出申候

(注) 神文状は誓約書であるが、野崎は単なる病気ではなく何か不都合があったのか。

一 同日

16

殿様六半時前二分御供揃<sup>二</sup>而、御本丸<sup>江</sup>御登城被遊候、四時過御帰殿 御用口

阿部

一 七月十日 雨

今日六半時御供揃<sup>二</sup>而、上野 常憲院様御参詣被仰出候处、御供相揃候处御延引

(注) 五代將軍綱吉<sup>5</sup> (注) 参照。ただ雨で延引したのは矢張り体調不良があったのか。

一 七月十三日 雲、九半時方大風雨 桐油着

殿様六半時御供揃<sup>二</sup>而、稲垣信濃守様・月桂寺惣御霊屋<sup>江</sup>御参詣夫方駒込龍花庵へ御参詣被為遊、八時 御帰殿

御用口

阿部

但、殿様益御機嫌能御帰被遊候段、申達候

割子駒込御屋敷へ四時参着

(注) 綱吉の命日参詣を延引しておいて三日後に大風雨をついて外出はよほどの用務か？

なお龍華庵には内々に綱吉霊屋があったようである。

17

一 七月十七日

先達<sup>而</sup>十三日御出之節、御道御遠方、殊<sup>二</sup>御帰懸大雨<sup>而</sup>下部之者へ御酒代被下置候様仕度旨、御刀番へ申出候处、伺之上



御思召<sup>三</sup>御手傍方被下置候旨、御刀番方申聞候、則御徒目付へ申談候

左之通

御草り役

同心

百四十八文ツ、小人目付

七十六文ツ、御陸尺

御厩小頭

御手廻り

御駕籠小頭

四十八文ツ、中間

(注) これらの端数は九六銭勘定に係るか。

一 同月廿日

18

野崎鎌之助、當月上旬方風毒<sup>三</sup>引込罷在候処、風毒<sup>者</sup>快罷成候得共、此節眼氣<sup>三</sup>相勝不申候<sup>二</sup>付、自由ケ間敷奉存候得共、何卒月代剃、木村松演へ日々罷越、療治受申度、願書差出呉候様頼越候<sup>二</sup>付、大目付へ差出申候

(注) 風毒は脚氣・運動障害等のこと。眼氣は所謂眼病全般をいう。なお「慶応三年御供日記」では松本寛之助が眼氣に苦しんでいる。

一 七月廿一日 晴

御乗物出来栄見分有之候<sup>二</sup>付、罷出見分相済

一 七月廿二日 晴

五時御供揃<sup>三</sup>、芝 慎徳院様御霊屋御参詣、五半時過

御帰殿

御用口

阿部

但、益御機嫌能御帰被遊候段、申達候

(注) 慎徳院は十二代將軍家慶、嘉永六(1853)年七月二十二日没。

19

一 七月廿七日 晴風

野崎鎌之助、明廿八日方出勤<sup>二</sup>付、案内有之

同日

殿様少々御不快<sup>二</sup>付、明日之御登城無之

一 八月朔日 晴

殿様少々御不快<sup>二</sup>付、御登城無之

一 八月八日 晴

六半時御供揃<sup>三</sup>、上野 温恭院様御祥月<sup>二</sup>付、御霊屋へ御参詣被遊、御帰懸奥平大膳大夫様、時候御見舞として被為入候、四半時 御帰殿  
但、割子寒松院へ参着

(注) 温恭院は十三代將軍家定、安政五(1858)年八月八日没。

奥平大膳太夫は 4 月三日(注) 参照。

20

一 八月九日 雨

殿様明十日上野 常憲院様御霊屋へ御参詣被仰出候処、夜<sup>二</sup>入御延引

(注) 七月十日にも同様に延引になっている。

一 八月十五日 雨 桐油着四時方晴

六半時前二分御供揃<sup>三</sup>而 御本丸<sup>江</sup>御 登城、九時前 御帰殿

但、益御機嫌能御帰被遊候段、申達候

御用口

阿部

一 八月十七日 雨

野崎鎌之助、見合致候<sup>二</sup>付、修輔御簾役助勤被仰付候

(注) 14・15参照

21

一 八月十八日 晴

六半時前二分御供揃<sup>三</sup>而、為御對客松平豊前守様へ被為入候、

五時 御帰殿

御用口

阿部

但、益御機嫌能御帰被遊候段、申達候

(注) 松平豊前守は7四月十八日参照。

一 八月廿日 晴

野崎鎌之助、神文状差出申候

同日

殿様明廿一日、上野御靈屋へ御参詣被仰出候处、差遣之趣<sup>三</sup>而御延引

一 八月廿三日 雲

殿様明廿四日、上野 常憲院様御靈屋へ、御参詣被仰出候处、夕七時過御延引

一 八月廿四日 雲 夜<sup>二</sup>入

御名

(旅) (徒黨)

當五月廿八日夜、高輪東禪寺英吉利人族宿<sup>江</sup> 往堂及乱妨候者有之候節、同所<sup>江</sup>相詰居候家来共格別<sup>二</sup>相働討取候者も有之段畢竟常々申付方行届候故之儀<sup>与</sup>、一段之事被思召候、依之拝領物被仰付候、為 御名代民部少輔様、御登城被遊候、御拝領物左之通

御時服 十

御鞍鐙

(注) 家譜附録に次の通り記されている(大略)。

五月廿九日 達月番老中曰、昨夜四鼓半頃、徒党者大勢潜入于高輪東禪寺英吉利

人旅宿而乱妨、警固之家臣等遮鬮追逮。斬三人。(略) 保申家臣被重

創者一人、小創二人。

八月廿四日 保申名代柳澤民部少輔光昭登城。(略) 松平豊前守信義以書附伝旨曰、

今年五月廿八日夜、浪士徒党者潜入高輪東禪寺英吉利人族宿而乱妨、

保申家臣等由健鬮斬殺頗有勤勞、賜保申時服十、鞍鐙。

同日 外国掛老中安藤对馬守信睦、召家臣十三人於蘇鉄之間、賜白銀時服、

賜各有等差。由預前件之事也。同日、預前件之事者賜褒美銀廿枚宛。

23

一 八月廿七日 晴

五時御供揃<sup>二</sup>而、上野 常憲院様御靈屋へ御参詣被為遊候、九時前

但、殿様益御機嫌能被遊候段、御年寄詰所へ罷出、申達候

御用口

阿部

一 九月朔日 晴

六半時御供揃<sup>二</sup>而、御本丸<sup>江</sup>御登城被遊候、四半時 御帰殿

御用口

阿部

但、益御機嫌能御帰被遊候段、申達候

一 九月五日 晴

五時御供揃<sup>二</sup>而、月桂寺<sup>江</sup>御参詣被遊候、九時前 御帰殿

御用口

阿部

但、益御機嫌能御帰被遊候段、申達候

(注) 九月五日は、吉里の祥月命日。

一 九月八日 雨 桐油着

五時御供揃<sup>二</sup>而、上野 凌明院様御祥月<sup>二</sup>付、御靈屋御参詣被

遊候、八半時 御帰殿 御用口

阿部

但、益御機嫌能御帰被遊候段、申達候

附割子

(注) 凌明院は十代將軍家治、天明六(1786)年九月八日没(原文は誤字)。

25

一 九月九日 雨 桐油着

六半時前式分御供揃<sup>二</sup>而、御本丸へ御登城被遊候、四半時前 御帰殿

御用口

阿部

但、益御機嫌能御帰被遊候段、申達候、今日雨天<sup>二</sup>付 御廻勤御断被仰出候、割子下馬へ五時参着

同日

昨日大目付方。明九日被仰渡候御用向御座候間、例刻罷出候様 大目付方申聞候

同日

今日罷出候処、来十一日

殿様御前髪被為執候<sup>二</sup>付、御介添相止、猶又御供廻り不法之儀 無之様相心得

26

(準)

相勤候様、御年寄於詰所、久城集輔申渡

(注) 六月九日の袖留に続き、九月十一日に前髪執という元服行事を行ったもの(11六月九日(注)参照)。これにより介添役は停止される。なお久城集輔は江戸藩士名簿で御用人となっている準輔の事か。安政六・七御供日記に同人に関する記事が多い。

同十日 雨

今日御用人詰所<sup>三</sup>而

殿様御前髪被為執候<sup>三</sup>付、御次<sup>三</sup>而御供方面々へ御酒・御吸物・御肴二種可被下候処、御間無之表<sup>三</sup>而被下候旨、村上十字申渡

(注) 村上十字は江戸藩士名簿(仮)では御用達百十石、分では御用人とある。

同日

野崎鎌之助、明十一日方出勤致候旨、案内有之

(注) 野崎は六月廿七日以降、勤務に支障を生じていたが九月に至って回復か、但し御用口の表記はない。36参照

一 九月十一日 雨

殿様九半時御供揃<sup>三</sup>而、御前髪被為執候<sup>三</sup>付、為御礼御老中・御側御用人様へ御廻勤被遊候、八半時 御帰殿

但、今日御帰之上、御物見<sup>三</sup>而御酒・御吸物・御肴二種被下之

27

一 九月十五日 晴

六時御供揃<sup>三</sup>而、御本丸へ 御登城被遊候、四半時 御帰殿  
御用口

阿部

但、殿様益御機嫌能御帰被遊候段、御年寄申達候  
割子下馬へ五時参着

一 九月十八日 晴

五時御供揃<sup>三</sup>而、山王へ御参詣、夫方月桂寺へ被為入候、八時前 御帰殿

但、割子月桂寺へ四時参着

(注) 山王(日枝神社)は近江日吉大社分社で、江戸城裏鬼門の永田町に移築されたもの。なお九月十九日は吉保父安忠の祥月命日(異見あり)。

一 九月廿三日 晴

東禅寺出役之面々、御番入<sup>三</sup>付御番方申出、御供方御番引<sup>三</sup>相成候

28

一 十月朔日 晴

六時御供揃<sup>三</sup>而、御本丸<sup>江</sup> 御登城被遊候、四時過 御帰殿  
但、殿様益御機嫌能御帰被遊候段、御年寄へ申達候  
割子下馬へ五時参着 御用口

阿部

一 十月八日 晴

殿様夕八半時御供揃<sup>三</sup>而、御本丸へ御登城被遊候六半時 御帰殿

但、今日亥猪<sup>三</sup>付、割子下馬七時参着

(注) 亥猪は旧暦十月(亥の月)の最初の亥日に行われる年中行事。亥の子ともいい、亥子餅を作って食べ、万病除去・子孫繁栄を祈る、江戸城では夜間惣出仕が命じられ、五色餅が配られた。なお旧暦「子(暦の始まり)の月」は冬至(太陽の復活を意味する)の月とされ、概ね十一月であり、従って暦の終わり「亥の月」は十月となる。クリスマスの十二月二十五日も冬至(太陽の復活)に由来すると言われている。

一 十月九日 晴

五時御供揃<sup>ニ</sup>而 御用番内藤紀伊守様、昨日初<sup>而</sup>亥猪御登城被遊候

三付、為御礼被為入候、五半時過 御帰殿

御用口

阿部

但、益御機嫌能御帰被遊候段、申達候

(注) 内藤紀伊守は村上五万石藩主信親、嘉永四年十一月から文久二年五月まで老中。

一 十月十日 雨 桐油着

五時御供揃<sup>ニ</sup>而 常憲院様御霊屋へ御参詣被遊候、九時前

御帰殿

(注) 常憲院については、5の四月十日(注)参照。なお柳澤家にとって大恩ある綱吉の命日(十日)には特段の事情がない限りは月参りが行われている(以下同)。

同日

東禅寺へ出役面々、出役致候<sup>ニ</sup>付、御番入被仰付候

一 十月十四日 晴

四半時御供揃<sup>ニ</sup>而芝

(昭)

文照院様、百五十回忌御法事済<sup>ニ</sup>付、御霊屋へ御参詣被遊候、九時過

御帰殿

御用口

阿部

但、益御機嫌能御帰被遊候段、申達候、今日御刀番のし目麻上下、御駕脇服紗麻上下着之旨、大目付方申聞候

(注) 文昭院は六代將軍家宣、正徳二(1712)年十月十四日没。芝増上寺での百五十回遠忌のため、供之者までも衣服を整えたものか。

一 十月十五日 晴

六時御供揃<sup>ニ</sup>而、御本丸御登城被遊候、九時 御帰殿

割子下馬五時参着

一 十月廿一日

五時御供揃<sup>ニ</sup>而、御内書為御請、松平豊前守様へ被為入候、四

時前 御帰殿

御用口

阿部

但、益御機嫌能御帰被遊候段、申達候

(注) 松平豊前守は7の四月十八日(注)参照。「御内書」は13参照(重陽分か)。

31

一 十月廿二日 雲 四半時より雨 桐油着

五時御供揃<sup>二</sup>、光林寺へ御参詣、夫より芝御屋敷本遊院様御殿

江被<sup>一</sup>為入候、夜六時過 御帰殿

但、割子芝御屋敷へ四半時・八半時参着

(注) 臨濟宗慈眼山光林寺は吉里正室圓徳院頼子(酒井雅樂頭娘)の墓所(雅樂頭家は曹洞

宗、月桂寺は臨濟宗、永慶寺は黄檗宗)であるが、命日は正月二十二日とされている。

光林寺とは何かと縁を持っているが、この時期の参詣は意味不明。本遊院(遊良子)は

保興実母(保申実祖母)で、芝中屋敷に居住していた。

一 十一月朔日 雨 桐油着

六時御供揃<sup>二</sup>、御本丸御登城、四時前 御帰殿

御用口

阿部

但、殿様益御機嫌能御帰被遊候段、御年寄へ申達候

(着)

割子下馬へ五時参詣

一 十一月二日 雨

32

五時御供揃<sup>二</sup>、駒込龍華庵<sup>江</sup>御参詣被仰出候处、御延引

(注) 藩祖吉保の祥月命日であるが延引している。なお吉保の墓所は甲州恵林寺にあるので、

駒込龍華庵を御霊屋としていた。

一 十一月十日 晴

五時御供揃<sup>二</sup>、上野 常憲院様御霊屋へ御参詣、四半時  
御帰殿

一 十一月廿三日 晴

今日大乘物御修復<sup>二</sup>付、見分相済申候

同日

東禅寺出役之面々、御番引<sup>二</sup>付、御番入<sup>二</sup>相成申候

一 十一月廿五日 晴

六時前二分御供揃<sup>二</sup>、御本丸<sup>江</sup>御登城被遊候、夜六半時

御帰殿

御用口  
阿部

33

但、殿様益御機嫌能御帰被遊候段、申達候、今日之御登城

者公家衆御能<sup>二</sup>

割子下馬へ五時参着、二度目四半時・三度目八半時

(注) 和宮は十一月十五日に江戸着、清水屋敷に入られたが、本件「能」との関係は不詳。

一 十一月廿六日 晴

五時御供揃<sup>二</sup>、御用番本多美濃守様へ、昨日初<sup>而</sup>御能御拝見被

遊候<sup>二</sup>付、為御礼被為入候、四半時 御帰殿

(注) 本多美濃守は6の四月十一日(注)参照。

一 十二月朔日 晴

六時御供揃<sup>二</sup>、御本丸<sup>江</sup>御登城、四半時 御帰殿

御用口 阿部  
但、益御機嫌能御帰被遊候段、申達候  
割子下馬五時参着

34

同日

御手廻り

徳次郎代り

先主 小笠原佐渡守様

玉五郎

卯三十才

源次代り

先主 太田備中守様

半次

未二十才

右之者、病氣ニ付、跡代り目見今日相済申候

(注) ここで年齢に付記された干支であるが、当時は辛酉(1861)であり、三十年前は辛卯(1831)で卯三十歳は符合するが、二十年前は辛丑(1841)で未二十歳と符合しないので意味不明。

十二月三日 晴

御陸尺

弥助

鉄五郎

源助

虎吉

35

小添

幸太郎

部屋頭 増五郎  
御手廻 栄吉

36

右之者共、先月廿五日公家衆御能之節、御下乗所稀成込合ニ而諸家様御駕籠損候ニ付、御退出之節御馬ニ而御下り之御方様も、御座候趣、怪我人等も御座候、陸尺手廻り間ニ合不申候御方も御座候

此方様者、平常部屋頭申付方行届候ニ付、御陸尺・御手廻揃居部屋頭・小添共、御下乗所へ参り、混雑之中格別骨折致候ニ付以後之励ニも

相成候之間、如何分之

御思召成共、被為附被下置候様、於私共奉伺候以上

十二月三日

阿部軍内

野崎鎌之助

右之通、今日伺書大目付久城壯輔へ差出申候

(注) 久城壯輔は以後(元治二年庄屋日記等)も御留守居役としてしばしば登場する。江戸藩士名簿7eに御目付九十五石役料共(駒込御留守居兼宗門御用掛)とあり、①63に文久元年四月付で大目附(御留守居役)百石御役料二百俵久城壯輔「辰四十二」とある。これにより文久元年には大目付に昇進していたことが推察され、江戸名簿の追補は原則として(阿部軍内本人を例外として)万延元年限りであったと思われる。

一 十二月五日 晴

一 昨日大目付壯輔へ差出候伺書、今日御聞済旨、同人申聞候

三 文被下置候旨、申聞候

(注) 三ノ文は概ね金二分(二兩の半分)に相当し、幕末の物価高騰を考慮し一兩が五万円とすれば約二万五千元(一人当たり約三千五百円)になる。

一 同日

今日御番引致候旨、組頭へ申出候処、明日方御番引相成候旨申聞候

一 十二月十五日 晴風

今日御登城無之

37

一 十二月十六日 晴

五時御供揃<sup>ニ而</sup>、御本丸へ御登城被遊候処、御官位被為蒙仰候<sup>ニ</sup>付、御退出方御老若・御側御用人様方、御廻勤被為遊候、九半時 御帰殿

但、割子下馬へ五時参着

一 二度目七時御供揃<sup>ニ而</sup>、御老中・御側御用人様御廻勤被為遊候  
七半時過 御帰殿

(注) 保申系譜に「文久元年辛酉九月十一日元服、同十二月十六日 叙従五位下任甲斐守上卿坊城大納言俊克卿」とある。なお「官位」とは「官職<sup>并</sup>位階」のことであり、官職は甲斐守で位階は従五位下である。七時の二度目廻勤は、当日中完了のためか。

同日

御用人北條弥一右衛門方、明十七日例刻罷出候様、手紙来ル

(注) 北條弥一右衛門は江戸藩士名簿(仮)では、御年寄となっている。②には寄合並

北條織人のみが記載されており両者の関係等は不明。用人から詰所出頭の指示書。

一 十二月十七日 晴

今日御用人詰所<sup>江</sup>罷出候処、於御用人詰所

38

御召古

御紋附

御上下一具

阿部軍内

并 御肴料金二百疋被下之

右者、先年方御供先御用向、万端厚心掛致穿鑿、猶亦下々之者へ、平日申諭方宜故、末々之者迄 御為筋第一<sup>ニ</sup>心掛骨折候故御差支等聊も無之、御都合宜旨御刀番方申立有之、奇特至極<sup>ニ</sup>思召候、依之右之通被下之

(注) 阿部軍内が日頃の勤め方を褒賞されたもの。なお肴金二百疋は金二分を意味する。

39

同日

昨日御官位被為蒙候<sup>ニ</sup>付、今日為御祝惣出仕有之

十二月十八日 晴

六半時御供揃<sup>ニ而</sup>、松平豊前守様被仰込御逢、五半時 御帰殿

御用口

阿部

但、益御機嫌能御帰被遊候段、申達候

一 十二月廿五日 晴風



六半時御供揃<sup>三而</sup>、御本丸御登城被為遊候、九半時 御帰殿

但、今日御登城者、御官位之為御礼、御退出方御老中・御側

御用人様へ為御礼御廻勤

割子下馬五時参着

一 十二月廿六日 晴大風

五時御供揃<sup>三而</sup>、上野 御宮・惣御佛殿・日光御門主様、御勤

寒松院へ御立寄、夫方所々寒中御見舞被為入候、七時過

御帰殿

御用口

阿部

但、益御機嫌能御帰被遊候段、申達候

割子寒松院へ参着

一 十二月廿七日 晴

五時御供揃<sup>三而</sup>、寒中為御見舞御廻勤被遊候、八半時 御帰殿

戸田采女正様

戸田淡路守様

紀州様

相馬大膳亮様

月桂寺

尾州様

割子月桂寺四時参着

(注) 戸田淡路守 戸田分家大垣新田藩一万石第八代藩主淡路守氏良である。第七代淡路守氏

綏の正室が郡山藩三代保光の娘鎮子で、氏良はその養嗣子であるから鎮子は嫡母に

当たる。また実父は大垣藩第九代氏正であり、その正室は重豪娘親子である

相馬大膳亮 相馬家中村藩六万石第十二代藩主大膳亮充胤である。正室が郡山藩第四代保

泰の娘隣(詠) 子だが、彼女は安政三年に没している。

一 十二月廿八日 晴

六時御供揃<sup>三而</sup>、御本丸<sup>江</sup>御登城被遊候、御退出方芝

惣御佛殿<sup>江</sup>御参詣、夫方寒中為御見舞御廻勤

柳生但馬守様

大久保加賀守様

遠藤民部少輔様

戸沢上総介様

真田信濃守様

御帰殿八半時過

御用口

阿部

但、殿様益御機嫌能御帰被遊候段、

御年寄へ申達候

割子下馬へ五時参着

御出数、惣六拾壹

(注) 柳生但馬守 柳生家柳生藩一万石第十三代藩主但馬守俊順である。

郡山藩と柳生藩の関係は深く、第七代備前守俊峯の実父松代藩第四代真田弾正忠

弘の娘輝子は郡山藩第二代信鴻正室で、第三代保光の実母であるから、俊峯は保

光の叔父にあたる。さらに第九代俊豊は保光六男であり、また第十二代俊順は高

家武田左京太夫信之の次男であるが、信之は保光七男であるから、彼は保光孫に

あたる。さらに第十三代俊益は俊順弟で信之五男であり、同じく保光孫である。

大久保加賀守 大久保家小田原藩十一万三千石第十一代藩主加賀守忠礼と思われるが

五代前の忠興正室が吉里娘(輝子)であり、養母が真華院淑子の姉妹。

遠藤民部少輔 遠藤家三上藩一万二千石第五代藩主胤統かと思われるが、彼は大垣藩

戸田采女正氏教(保泰正室貞子の父)の三男で、遠藤家の養嗣子。

戸澤上総介 戸澤家新庄藩八万三千石第十一代藩主上総介正実である。先代正令の正室貞

子(正実実母で桃齡院か)が淑子と同じ島津重豪娘で、保申と従兄弟関係。なお

曾祖父八代正親の娘は黒川藩六代柳澤光被の正室。

真田信濃守 真田家松代藩十萬石第九代藩主信濃守幸教である。14四月廿八日参照。

42

文久二戌年

一 正月元日 大雪 熨斗目麻上下

殿様六時御供揃<sup>三</sup>、御本丸江御登城、九時 御帰殿

(着)

但、割子下馬へ五時参詣、今日大雪<sup>ニ</sup>付、下部之者へ御酒代

被下置候様仕度、御刀番へ此方申出候処、御思召<sup>ニ</sup>

被下置候旨、御刀番方申聞候、御徒目付向々へ申談候

左之通

御酒・御吸物・御肴二種

御刀番

御酒・御肴二種

百四十八文ツ、

七十六文ツ、

御簾役

御草り役

同心

相之間頭

御厩小頭

御陸尺

御駕籠脇

御駕籠小頭

御手廻り

御供目付

小人目付

四十八文ツ、

御徒目付

中間

御先相之間

43

一 正月二日 晴 熨斗目麻上下

六時御供揃<sup>三</sup>、御本丸江御登城、御退出る上野惣御佛殿・日光

御門主様、寒松院へ御立寄御仕度被為遊候、御帰懸御老若様方

御廻勤、七半時過 御帰殿

御用口

阿部

但、殿様益御機嫌能御帰被遊候段、御年寄詰所へ罷出申達候

寒松院<sup>ニ</sup>例今日酒差出候処、差支<sup>ニ</sup>十日御参詣之節さし出

ス

割子下馬へ五時参着、二度目四半時寒松院へ参着

一 同月三日 晴 熨斗目麻上下

八半時御供揃<sup>三</sup>、御本丸江御登城、夜五半時 御帰殿

但、割子下馬へ七時参着

(注) 昼下がりからの登城は謡始めの行事の為で、大広間南側の能舞台で行われ、能役者

、観世大夫へ報償として將軍以下諸大名が肩衣を与えるという奇習があつたとのこと。

44

一 正月四日 晴 熨斗目麻上下

五時御供揃<sup>三</sup>、御用番松平豊前守様へ、昨日初<sup>ニ</sup>御能御拝見被

遊候<sup>ニ</sup>付、為御礼被為入候、夫方芝惣御佛殿・月界院へ御立寄

方丈所々御勤、芝御屋敷へ本遊院様御殿へ被為入候、七半時

御帰殿

御用口

阿部

但、益御機嫌能御帰被遊候段、申達候

割子芝御屋敷四時参着

(注) 本遊院は31参照。

- 一 正月五日 晴 熨斗目麻上下
- 五時御供揃<sup>二</sup>、所々御勤夫方月桂寺へ御参詣被遊候、七半時御帰殿
- 但、割子月桂寺へ四時参着

45

- 一 正月七日 晴 熨斗目麻上下
- 五時御供揃<sup>二</sup>、所々御勤、夫方龍興寺へ御参詣被遊候、七半時御帰殿
- 但、益御機嫌能御帰被遊候段、龍興寺<sup>三</sup>に・酒・にしめ差出申候、此段御年寄へ申達候
- 割子龍興寺へ参着 御用口 阿部

(注) 慈雲山龍興寺は小石川小日向にあった(現在は中野区高田) 臨濟宗妙心寺派寺院。万歳集には吉里生母の飯塚染子菩提寺(五月十日命日)のほか、三歳で夭折した吉保長女幸子(善光寺尼弟子) 桃園素仙大童女の菩提寺とあるが、何故この時期に参詣対象となっているのか不明であるが、吉里生母の初詣でもあろうか。「達」は「置」か。

- 一 正月九日 晴 (愛宕)
- 五時御供揃<sup>二</sup>、岩愛下邊御勤被遊候、御帰殿四時

(注) 愛宕下大名小路周辺を御勤したのか。

- 一 同月十日 晴

- 四半時御供揃<sup>二</sup>、上野御成跡、御霊屋へ御参詣、寒松院へ御立寄、七半時 御帰殿 御用口阿部
- 但、益御機嫌能御帰被遊候段、寒松院<sup>三</sup>に例之通、酒さし出申候<sup>三</sup>付申達候

46

- 一 正月十一日 晴
- 六時御供揃<sup>二</sup>、御本丸御登城、御退出方大名路邊御廻勤被為遊候、八時 御帰殿
- 但、割子下馬へ五時参着

(注) 具足開(鏡割)儀式があった。なおこの「大名路」は増上寺に至る愛宕下大名小路(45)とは別の和田倉門外(現東京駅西側)にあったもの。

- 一 正月十三日 晴
- 五時御供揃<sup>二</sup>、青山手御勤被遊候、芝御屋敷<sup>三</sup>御支度被遊候
- 七時 御帰殿 御用口 阿部

但、殿様益御機嫌能御帰被遊候段、申達候  
割子芝御屋敷四時参着

- 一 正月十五日 晴
- 六時御供揃<sup>二</sup>、御本丸<sup>江</sup>御登城被遊、四半時 御帰殿

47

- 一 正月廿一日 晴
- 殿様五時御供揃<sup>二</sup>、所々御勤月桂寺<sup>江</sup>御参詣被遊候、七時過

御帰殿

御用口

阿部

但、益御機嫌能御帰被遊候段、申達候

割子月桂寺へ四時参着

(注) 保光祥月命日が正月廿日。

一 正月廿五日 晴

松本覚之助、當年七ヶ年ニ相成候ニ付、同役相談之上、今日伺書岩手孫右衛門へ差出申候

(注) 松本覚之助は三月廿日に役料五俵の加増を受けている(58参照)

同日

小人目付

荒井条兵衛

48

右之者、安政六未年

御目見被 仰上候節方、御供仕御奉公貞実ニ相勤、下々申付方

宜敷、近年御下乗稀成混雑之處、御登城者勿論、両山御成跡

御参詣其外御年始御廻勤等迄、聊差支無御座、御中絶ニ而不案

内之者多御座候処、年来之勤万端事馴申合方行届、格段骨折出

精相勤候ニ付、已後之励ニも相成候儀<sup>与</sup>奉存候間、何卒格段之

御賞被成下候様仕度、此段於私共奉伺候以上

49

右之通、大目付孫右衛門へ伺書今日差出申候

(注) 安政六(1859)己未年十月十一日に、保申は將軍御目見を行っているが、保

興逝去(嘉永元(1848)年八月から約十一年間藩主登城は中断しているので、

供揃の格式伝承も途絶したが、荒井はこれを丁寧下部に教授指導したとしての報

償。

一 正月廿八日 晴

六時御供揃ニ而、御本丸御登 城被為遊候、四半時過 御帰殿

但、割子下馬五時参着、

一 同日

明廿九日、拍子木打次第之御出御座候旨、大目付申聞候

一 正月廿九日 晴

同夕拍子木打次第、御出御鷹之雁御拝領ニ付、御本丸へ御登城被為遊候、御退出方御老中・御側御用人様、御廻勤

右<sup>者</sup>御家督始<sup>而</sup>御拝領ニ付、七半時

50

御帰殿 御用口 阿部

但、益御機嫌能御帰被遊候段、申達候

(注) 將軍鷹狩りの獲物(雁)拝領は大名の名譽とされたが、その下賜時刻は不定時なので

幕閣から指示あり次第、拍子木の合図とともに登城したものであろう。

同月晦日 大風

四半時御供揃ニ而、上野御成跡御参詣被仰出候ニ付、御供相揃候

処、御延引

一 二月八日 晴

五半時御供揃<sup>ニ而</sup>、内藤紀伊守様<sup>江</sup>、昨日寺社御朱印御渡被成候  
ニ付、今日為御礼被為入候、四時過 御帰殿

(注) 本件の寺社御朱印については詳細不明だが、將軍代替(安政五年家茂就任)の朱印交  
付が遅延していたものか。なお内藤紀伊守は15・29参照。

一 二月九日 晴

五半時御供揃<sup>ニ而</sup>、小川町邊御年始御勤、九時 御帰殿

御用口

阿部

51

但、益御機嫌能御帰被遊候段、御年寄詰所へ罷出、申達候

一 二月十日 晴

五半時御供揃<sup>ニ而</sup>、上野

常憲院様御霊屋へ御参詣被為遊候、九時 御帰殿

一 二月十一日 晴

殿様五時前二分御供揃<sup>ニ而</sup>、御本丸へ御登 城被為遊候

御帰殿八時前

御用口

阿部

但、殿様益御機嫌能御帰被遊候段、御年寄へ申達候

割子下馬へ五半時参着、今日之御登城ハ公方様御婚禮<sup>ニ付</sup>

(注) 皇女和宮は文久元年十月廿日京を発輿、十一月十五日江戸に着き、翌文久二年二月十  
一日、將軍家茂との婚儀が行われたが、ここでは特に装束指定は記されていない。

52

一 二月十三日 晴

六半時御供揃<sup>ニ而</sup>、御本丸へ御登城被為遊候、御退出方御老若

・御側御用人様御廻勤、八半時 御帰殿

但、今日公方様御婚禮被為済候<sup>ニ付</sup>、

為御祝御登城御廻勤被為遊候

割子大手下馬へ五時参着

一 二月十五日 晴

六時御供揃<sup>ニ而</sup>、御本丸<sup>江</sup>御登城被為遊候、四半時 御帰殿

但、殿様益御機嫌能御帰被為遊候段、

御年寄へ申達候

割子下馬へ五時参着

御用口  
阿部

53

一 二月十八日 晴

六時前二分御供揃<sup>ニ而</sup>、御本丸へ御登城被為遊候、

暮頃 御帰殿

但、今日<sup>者</sup>御能御拝見町入

割子五時・二度目四半時・三度目八半時

(注) 幕府では將軍宣下、後継ぎの誕生、婚礼などのお祝い事、また法会や日光参詣など重要  
な儀式の際には城内の表舞台で能楽を催した。この際將軍の坐している大広間の近くで諸  
大名とともに町名主も白洲で能を見物することが許されていた。これを「町入能」と呼び、

江戸時代を通じて四十六回開催されている。表能舞台で開催された町入能は、文久二年（二月十八日）十四代將軍家茂の婚礼（本件）を最後に幕を閉じた記録が残されている。

一 二月十九日 晴大風

五時御供揃<sup>三</sup>而、御本丸へ御登城被為遊候、九半時 御帰殿  
但、殿様益御機嫌能御帰被遊候段、

御年寄へ申達候

御用口

割子五半時参着

阿部

一 二月廿一日 雲

五半時御供揃<sup>三</sup>而、安藤對馬守様へ、御不快為御見舞被為入候  
四時過 御帰殿

（注）安藤對馬守は、7月4日（注）参照。なお当年一月十五日、坂下門外において水戸浪士による襲撃があり、背中を負傷したのでそのお見舞いか（四月老中罷免）。ただ一月十五日には保申も登城しているが、御用口の関係であるうか記述は一切ない。

54

一 二月廿三日 晴風

五時御供揃<sup>三</sup>而、御年始為御勤水戸様、駒込御屋敷龍華庵へ御参詣、加賀様<sup>江</sup>被為入候、七時 御帰殿

但、殿様益御機嫌能御帰被遊候段

御用口

御年寄へ申達候

阿部

割子四時参着、駒込へ

今日御年始御勤仕廻<sup>三</sup>付、御意之上

御酒・御吸物・御肴被下之

一 二月廿六日 雲

五時御供揃<sup>三</sup>而、御官位御頂戴<sup>三</sup>付、宮原様へ被為入候、夫方御老中・御側御用人様へ被為入候、四時 御帰殿

（注）宮原は古河公方の後裔高家旗本義直と思われる。昨年十二月の叙位任官との関係か。

一 二月廿七日

覚

御手廻り

55

一 先主 松平下総守様

辰五郎代り

吉五郎

申三十九才

一同 大久保加賀守様

佐吉代り

信吉

未二十八才

右之者病氣<sup>三</sup>付、跡代り目見、今日相済申候

同日

一 五時御供揃<sup>三</sup>而、内藤紀伊守様へ、御内書為御請被為入候、  
四時前 御帰殿 御用口

阿部

但、殿様益御機嫌能御帰被為遊候段、

御年寄月番へ申達候

（注）歳暮進上に関する内書か。

56

一 二月廿八日 晴

殿様六時御供揃<sup>三而</sup>、御本丸<sup>江</sup>御登 城被為遊候、御退出方

民部少輔様へ為御客被為入候、七時過 御帰殿

但、割子五半時下馬へ、八時民部少輔様へ

一 三月朔日 晴

御狩衣召御乗物、新規出来栄見分有之候<sup>ニ付</sup>、罷出見分相済

(注) 重き装束の場合は乗物も替えられたのだろうか。その場合會釈も略式になっている。

一 三月三日 晴

殿様六時御供揃<sup>三而</sup>、御本丸<sup>江</sup>御登城、御退出方御老中様方

御廻勤被為遊候、夫方月桂寺へ御参詣、御帰殿

御用口

阿部

57

但、益御機嫌能御帰被為遊候段、御年寄月番へ申達候、

割子下馬へ五時・二度目九半時月桂寺へ

(注) 三月三日は信鴻の祥月命日。

一 三月十日 雨 桐油着

五時御供揃<sup>三而</sup>、上野

常憲院様御霊屋へ御参詣被為遊候、寒松院へ御立寄、九時過

御帰殿

一 三月十五日 晴

六時御供揃<sup>三而</sup>、御本丸御登城被為遊候、九時前 御帰殿

御用口

阿部

但、益御機嫌能御帰被為遊候段、御年寄詰所へ罷出申達候

割子五時参着下馬へ

58

同日

今日御道中召御乗物、新規<sup>ニ付</sup>、木地見分有之候<sup>ニ付</sup>罷出相済

(注) 道中乗物も別途に用意したものか。四月入部の準備と思われる。

一 三月廿日 晴大風

今日御奉書到来仕候、

松本覚之助、御切紙到来仕候旨、案内有之

三月廿一日 晴

私儀不奉存寄、席御書院詰被仰付候

松本覚之助不奉存寄、御役料五俵御増、都合拾五俵被下之

(注) 阿部が御書院詰に昇格し、松本も加増されたもの。呼出し形式が異なるようである。

一 三月廿三日 晴

今日倅銀太郎、袖留・前髪為執候願書、大目付<sup>江</sup>差出申候

(注) 阿部軍内四十五歳、書院詰昇進と共に息子の元服を願出ている。

一 三月廿五日 小雨四時方晴  
殿様五半時御供揃二而、水野和泉守様へ

被為入、四時 御帰殿

但、益御機嫌能御帰被為遊候段、御年寄へ申達候

御用口

阿部

(注) 水野和泉守は山形五万石藩主忠精、文久二年三月十五日から老中。上屋敷は西丸下。

同日

倅銀太郎、袖留・前髪為執候願書差出置候处、今日御聞濟二相成候旨、孫右衛門申談候

但、今日袖留・前髪為執仕候二付、大目付へ届手紙さし出申候

四月朔日 雨六半時方晴

六時御供揃二而、御本丸江御登城被為遊候段、九時前 御帰殿

但、五時参着、割子下馬へ

一 四月十日 雨 桐油着

五時御供揃二而、上野

常憲院様御霊屋へ御参詣被為遊候 九時前 御帰殿

御用口 阿部

但、殿様益御機嫌能御帰被為遊候段、御年寄へ申達候

一 同月十三日 雲

六時御供揃二而、為御對客内藤紀伊守様へ被為入候 五時

御帰殿

(注) 内藤紀伊守については 29 十月九日 (注) 参照。五月二十六日退任内示か

61

一 四月十五日 晴

御供方心得之儀、前々被仰出、何れも心得居候儀三者候得共

御供先之儀者、萬端御供頭之指揮二可随事、且御先相之間者相之

間頭之指揮、違背致間敷候、萬一心得違三而不法・不行儀等

之儀有之候而者、御場所者勿論、往来之諸人見聞も有之

御上御外聞二相拘り候儀三候間、銘々厚相心得可申候、若御供

頭之指揮、不相用者も有之候ハ、急度御沙汰二可申及候条

可被得其意候

戊正月

右之通、御年寄中方被仰渡候二付、大目付方相渡候向々へ申談候

62

一 四月十五日 晴

殿様六時御供揃二而、御本丸へ御登 城被為遊候、右者今日

御在所江之御暇、被仰蒙候二付、依之御退出方、御老若様方御

廻勤被為遊候、九時前 御帰殿

御用口

阿部

但、殿様益御機嫌能御帰被為遊候段、

御年寄詰所江罷出、申達候



(注) 保申はここで元服・叙位以降、初めての正式入部(お国入り)の許可を得たものである。保申は生母危篤に際して密かに特別の許可を得て帰国しているが、この帰国はあくまでも非公式なものであった。

(塚田代官記録 嘉永七年四月条より) なおこの部分は重複記載。

「十日 萬木以来、殿様御実母様と相称候事、右之趣口達触有之、依之清水へ申談、

先例之通為取計候事

十三日 殿様御実母様御逝去ニ付今十三日方御停止触有之、右ニ付明十四日大小姓

並以上不残、朝五ツ時平服ニ登城、御機嫌伺御触有之

右ニ付御役所支配之面々江廻状出ス

十四日 御用達已下大小姓並以上不残、平服ニ登城御機嫌伺之、尤朝五ツ時之

御触也

廿九日 殿様御膝中ニ付、明後朔日御鍵奉行以上不残其以下大小姓並以上一席壹人、

平服ニ朝五半時登城御機嫌可相伺旨之廻状出有之、其通差出之

なお「万歳集」には次の記載があり、何らかの事情があつたのかもしれない。

「保中公御実母 山下氏方木子様

智得院殿願譽恵海大姉 嘉永七甲寅二月十三日

郡山 洞泉寺

表向 四月十三日(大過去帳)

また柳澤保徳氏講演「柳沢保申と幕末の郡山藩」によれば「島ヶ原村岩佐家文書」には「江戸表へ御下りニ付、當六月十四日郡山御発駕・・・同夜大地震ニ而外ニ而夜明シ致シ・・・廿三日朝迄御止宿ニ相成候」とあるが、塚田代官記録には発駕に関する記事は見当たらない。

- 一 式度目御出夕八半時過、御供揃ニ御用番内藤紀伊守様江御直勤被為遊候、右御馬御拝領ニ付、即刻 御帰殿

(注) 御用番老中内藤紀伊守については、29十月九日・60四月十三日(注) 参照。

- 一 四月十七日 晴

63 五半時御供揃ニ、上野

御宮

惣御靈屋

日光御門主様被為入候、寒松院ニ御支度被為遊候、夫方酒井左衛門尉様・小笠原大膳太夫様・松平丹波守様・奥平大膳太夫様江為御暇乞被為入候、八半時 御帰殿  
但、上野へ附割子

(注) 前年之4四月三日と類似の面メンバーであるが、ただし

酒井左衛門尉忠発に続く忠寛は文久二年九月急死し、忠篤に代わっている。

松平左衛門尉と松平丹波守が入替っているが、丹波守は松本六万石藩主光則と思われる。同条(注) 参照。

- 一 四月十八日 晴

殿様五時御供揃ニ、榊原式部太夫様・水戸様・駒込龍華庵ニ御支度被為遊、御帰懸ケ本多越中守様へ為御暇乞被為入候  
御帰殿八半時

御用口

阿部

64

但し、殿様益御機嫌能御帰被為遊候段、  
御供先別条無之段御年寄中へ申達候  
割子駒込江四時参着

(注) 榊原式部太夫(大輔)は高田十五万石藩主政敬で文久元年八月継承。本多越中守は泉

二万石藩主忠紀と思われ、継室が三日市藩から出ている。

割子月桂寺へ四時参着

一 四月十九日 晴

五時御供揃<sup>二</sup>而、芝惣御霊屋・安国殿・方丈・月界院<sup>江</sup>御立寄、  
夫方光林寺・芝御屋敷本遊院様<sup>江</sup>為御暇乞被為入候、夜六半時  
御帰殿

但、割子四時・八時兩度、芝御屋敷へ

(注) 光林寺は 31十月廿一日(注) 参照。

一 四月廿一日 雨桐油着

五時御供揃<sup>二</sup>而、為御暇乞

小笠原佐渡守様

松平美濃守様

稲垣信濃守様

尾州様

65

月桂寺 御支度

紀州様

戸田采女正様

南部遠江守様

真田信濃守様<sup>江</sup>

被為入候、八半時

御帰殿

御用口

阿部

但、殿様益御機嫌能御帰被為遊候段

御年寄へ申達候

(注) これら藩主については次の通り(14一部再掲)

小笠原佐渡守 唐津六万石五代藩主長国、先代長和は祖父保泰の子であった。

松平美濃守 福岡四十七万石第十一代藩主(黒田)長博、真華院淑子と兄妹関係。

稲垣信濃守 鳥羽三万石藩主長明、柳澤家との特段の関係は不明。

戸田采女正 大垣十萬石第十代藩主氏彬、先代氏正の正室親子が、真華院と姉妹関係。

また第七代氏教(老中)の娘貞子が、郡山藩四代保泰の正室である。

南部遠江守 八戸二万石第九代藩主信順、真華院淑子と兄妹関係。

真田信濃守 松代十萬石第九代藩主幸教、である。真田家と柳澤家の関係詳細は、

六月廿八日(注) 参照。

一 四月廿四日 雨

御道中召御乗物、新規出来栄見分有之候<sup>二</sup>付、罷出見分相済申  
候

一 五月三日 晴

五時御供揃<sup>二</sup>而、為御暇乞

水野和泉守様

松平豊前守様

板倉周防守様

内藤紀伊守様

久世大和守様

被為入候、四時

御帰殿

(注) 文久二年から三年にかけての老中職は次の通り

○内藤紀伊守信親 村上藩 嘉永四年十一月〜文久二年五月

安藤對馬守信正 磐城平藩 安政七年一月〜文久二年四月

○久世大和守広周 関宿藩 安政七年閏三月〜文久二年六月

本多美濃守忠民 岡崎藩 万延元年六月〜文久二年三月

○松平豊前守信義 龜山藩 万延元年十二月〜文久三年九月

○水野和泉守忠精 山形藩 文久二年三月〜慶応二年六月

○板倉周防守勝静 松山藩 文久二年三月〜元治元年六月

脇坂中務大輔安宅 龍野藩 文久二年五月〜文久二年九月

小笠原図書頭長行 唐津藩 文久二年九月〜文久三年六月

井上河内守正直 浜松藩 文久二年十月〜元治元年七月

太田備中守資始 掛川藩 文久三年四月〜文久三年五月

酒井雅樂頭忠績 姫路藩 文久三年六月〜元治元年六月

有馬遠江守道純 丸岡藩 文久三年七月〜元治元年四月

牧野備前守忠恭 長岡藩 文久三年九月〜慶応元年四月

一 今日御勤仕舞ニ付、

御意之上、御酒・御肴二種被下之

但、御帰懸ケニ稻荷御参詣被為遊候

一 五月四日 晴

殿様益御機嫌能、六半時過御發駕被為遊候

私共、帰番被仰付候

御出数惣ノ四拾貳

(注) 以上が保申の入部発駕までの記録であるが、豊田家文書「御用留」には入部時の記録が残されているので、以下に記す。

「来レ十九日御城着被遊候付、昼九ツ時御櫓奉行以上麻上卡着、御屋形可被相擲候、御肴之節ハ鉄御内籠出、御入相済御屋形可被相擲候、右以下御徒士並以上麻上卡着、右刻限五軒屋敷前可被相擲

御肴以後御屋形可被罷出候

37

但御櫓奉行以上其以下共御目相済候、嫡子諸士一同五軒屋敷前可罷出候、御肴以後磐城不及候

一 鍛冶町大門ノ本町通堺町柳御門被為入候、御連筋御家中屋敷大門開置可申候、窓蓋不及候、尤

数手桶差出不及候

一 火之元別念入候様支配下々迄急度可被申付候

右趣相觸候様幕左衛門殿被仰渡候、支配有之面々御連達可有候、以上

五月十一日

茂木左衛門

「おそらくこの文久二年五月の入部道中記録の纏めが阿部家文書21「文久三年正月 殿様御同中御休泊御建場被下等覚」であり、この保申入部発駕の約一年後、文久三年四月三日に真華院淑子の帰郡発輿記録が阿部家文書22「文久三年真華院様御発輿申合帳」となる。

(完)